

医療情報提供 市民の4割

弘前市から弘大 後期高齢者を追加

弘前市は24日、次世代医療基盤法（2018年施行）に基づいて弘前大学に提供する医療情報について、市内の国民健康保険の被保険者約4万人分に加え、後期高齢者医療の約2万7千人分も対象とする方針を明らかにした。データを管理する県後期高齢者医療広域連合（青森市）の承認を25日

に得る見通し。これで市民の約4割の医療情報が弘大に提供されることになる。市と弘大、日本医師会医療情報管理機構の3者は、5月下旬に医療情報提供に関する契約を締結済み。医療情報は、名前などの個人データを同管理機構が匿名化した上で提供される。医療情報は具体的には診

療明細で、性別や年齢、病名、処方などが含まれる。膨大な情報は新薬や新治療法の開発などに役立てられるが、希望者は情報提供を拒むことができる。24日、市役所で契約に関する記者会見が行われ、桜田宏市長は「（市民の医療情報を活用した）弘大の分析結果をさまざまな施策に

生かせる」と締結の意義を説明。弘大の中路重之特任教授は、岩木地区で15年にわたって行ってきた岩木健康増進プロジェクト健診が、実際の医療費支払いなどにどのように影響したかを検証できる」と期待を込めた。

同法に基づく契約は全国の地方公共団体、大学で弘前のケースが初めて。市は7月中旬に国保と後期高齢者医療の納付書を送る際に情報提供を拒否できる旨を示した書類を同封する。

（福土和久）